

特記仕様書

工事名：沖縄県農業研究センター調整池浚渫工事
工事場所：糸満市真壁 820 番地(沖縄県農業研究センター内)
工期：120 日間
工事概要：調整池の浚渫 7,900 m³
工事数量：別紙 数量集計表 参照
特記事項：以下のとおり

(共通仕様書の適用)

第1条

本工事の施工にあたっては、沖縄県農林水産部制定の「土木工事等共通仕様書【農業農村整備編】」(令和2年5月適用)に基づき実施しなければならない。

(施工管理基準の適用)

第2条

本工事の施工管理は、本特記仕様書によるもののほか、沖縄県農林水産部制定の「土木工事施工管理基準【農業農村整備編】」(平成 29 年 10 月適用)に基づき実施しなければならない。

(監督員詰所の設置)

第3条

受注者は、現場内あるいは現場付近に現場事務所を設置し、その一部を監督員詰所として提供するものとする。

(工事状況報告)

第4条

受注者は、工事状況写真を添えて毎月5日までに前月の工事進捗状況を報告するものとする。

(完成図書)

第5条

受注者は、本工事の竣工図面を CAD で作成するものとし、製本した白図1式及びそのデータを電子記録媒体(CD-R、DVD-R等)にて提出し、監督員の承諾を得なければならない。なお、図面及び表題の様式等は監督員の指示によるものとする。(折り曲げてA3サイズ)

第6条(主任技術者等の資格)

共通仕様書第 1-1-11 に規定する主任技術者等の資格は、請負代金額に応じて次のとおりとする。

請負工事金額	主任技術者又は監理技術者
1億円以上	次の(イ)又は(ロ)に掲げる者とする。 (イ)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ)技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)、水産部門(選択科目を「水産土木」とする者に限

	る)とするものに合格した者。
3千万円以上 1億円未満	次の(イ)又は(ロ)に掲げる者とする。 (イ)建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 (ロ)上段(ロ)に掲げる者。

2. 下請金額の総額が3千万円以上の場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くものとする。
3. 監理技術者は、監理技術者資格証明証(以下「資格者証」という。)の交付を受けた者でなければならない。
4. 監理技術者は、資格者証を常に携帯し、発注者等から請求があったときはこれを掲示しなければならない。
5. 下請契約がある場合は、施行体制台帳を提出するとともに、施行体系図を現場に掲げなければならない。

(一般承認条項)

第7条

本特記仕様書に定めのない事項、又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。また、発注者が予め定めた工事現場技術業務受託者と連携し業務にあたらなければならない。

(「建設リサイクル法」実施に伴う留意点について)

第8条

1. 受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙通知書様式で告げなければならない。(下請者への告知「建設リサイクル法第12条第2項」)
3. 受注者は、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたと確認し、工事完成時に「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。※上記提出については、国交省HPより、「CREIDAS システム」をダウンロードし入力後、そのデータを監督職員に提出すること。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
6. 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前期5)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平目の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。

別紙 (1)再資源化報告様式

(2)告知書様式

(工事完成数量表「財産調書等」の提出)

第9条

1. 受注者は、工事完成時点で、工事完成数量表を提出すること。
2. 工事完成数量表は、工事監督員が確認する。
3. 工事完成数量表の様式は、「沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例」等に定められた「財産調書・財産図面」を適用する。
4. 財産図面は工事完成図書とする。
5. 工事完成図面は、工事箇所的位置図及び平面図(畑かん工事の場合は散水円等記載)と工事詳細図面の該当箇所を着色したものとする。
6. 資料の製本は監督職員の指示によるものとし、特殊な工事以外は通常の書式とする。
7. 表題は、工事年度、工事名称を明記し、「財産調書」と記載する。
8. 製本2部、電子データ2部を納品する。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第10条

受注者は、本工事の施工に当たって「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年9月26日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
2. 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
3. 排除対策を講じたにも関わらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

(本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて)

第11条

本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、関連する工事の予定価格の算定にあたっては、本工事の請負比率(当初契約額/当初設計額)を関連工事の設計額に乗じて算出する。

「競争入札により契約した工事(本工事)に関する工事を本工事の受注者と随意契約する場合の予定価格の算定について」(平成24年11月30日農企第2038号)より

(請負代金額を変更する場合の請負比率の適用)

第12条

本工事の内容又は数量等に変更が生じ請負代金額の変更が生じた場合、協議の対象となる変更請負代金額は、本工事の変更設計額に本工事の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を乗じたものとする。

請負代金額(変更) = 設計金額(変更) × 請負比率

請負比率 = 当初契約額 ÷ 当初設計額

「工事の変更請負代金額を算出する場合の請負比率の適用について」(平成24年12月3日農企第2054号)より

(施工条件)

第13条

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1. 工程関係

- ・特別他の工事等との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
- ・通常の施工時間帯で予定している。
- ・他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。
- ・余裕工期は見込んでいない。

2. 用地関係

- ・本工事における借地は予定していない。

3. 公害関係

- ・水替、濁水処理等は考慮すること。
- ・事業損失に関わる事前調査等は考えていない。

4. 安全対策関係

- ・公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)等からの施工上の制約はない。
- ・有害ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

5. 工所用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することと考えており、特に道路管理者(地元民等)からの制限は受けていない。

6. 建設副産物関係

- ・浚渫土について、農業研究センター内で指定された場所を草刈り、整地等を行った上で乾燥させ、後に残土置き場に処理するものとする。

7. 土質

- ・本工事の施工場所の土質は、「粘性土」と想定している。岩が出た場合は協議しなければならない。

8. 第三者に対する措置

- ・騒音・振動対策

本工事に伴う騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民及び営農者との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

- ・保安対策

本工事における交通誘導員は計画していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員を協議するものとする。

- ・防塵対策

本工事の施工に当たり、粉塵の発生等により付近の耕地等への影響がないよう常に注意を払い適正な施工を努めるものとする。なお、現場状況等により別途、防塵対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

- ・営農対策

工事施工に当たっては、周辺の農地の営農に支障が生じないように努めなければならない。

9. 関係機関との調整

- ・本工事の施工に関しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう十分な連絡調整を行わなければならない。

10. その他

- ・工所用資機材の仮置きは、特段考慮していない。

- ・現場発生品及び支給品等はない。
- ・新技術・新工法・特許工法は予定していない。
- ・本工事においては、部分使用は予定していない。

(建設発生土について)

第14条

1. 工事現場等における分別及び保管

建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。また、建設発生土をストックヤードへ保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないように努めなければならない。

2. 運搬

次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- 1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- 2) 運搬途中において一次仮置きを行う場合には、関係者等と打ち合わせを行い、環境保全に留意すること。
- 3) 受入地での埋立て及び盛土

建設発生土の工事間流用ができず、受入地に置いて埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きのほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

(アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について)

第15条

発生する濁水(汚濁)に関しては、「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)」(平成24年9月24日付け農企第1576号)に基づき、適正に処理すること。

(電子納品)

第16条

1. 工事完成図書は、下記「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R等)で正副2部提出する。「要領」で特に記載のない事項については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

2. 電子納品については、下記「要領等」を適用すること。

- 1) 工事完成図書の電子納品要領(案):2019年3月 農心水産省農村振興局
- 2) 電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】:2019年3月 //
- 3) 電子化図面データの作成要領(案):2019年3月 //
- 4) 電子化図面データ作成運用ガイドライン(案):2019年3月 //
- 5) 電子化写真データの電子納品要領(案):2019年3月 //
- 6) 電子納品に関する手引き(案)【農業農村整備事業等編】 沖縄県農林水産部